

戦後ドイツの国民的アイデンティティ形成

中央位置・過去の克服・憲法愛国主義

野上俊彦

1 はじめに

本稿は、戦後ドイツにおける国民的アイデンティティ形成史の一端を、「中央位置」「過去の克服」「憲法愛国主義」の三要素に着目して再構成する試みである。ここで戦後ドイツとは1945～49年の占領期ドイツ、1949～90年の西ドイツ、1990年～2010年代までの統一ドイツを指す。戦後ドイツでは固有の国民的アイデンティティ形成、つまり「自分たちはどういう国民であるのか」についての理解がなかなか進められなかったという評価もあるが¹⁾、不明瞭な全体像の穴埋めをする研究も少なくない²⁾。本稿はそれらの研究に依拠して、国民的アイデンティティとしての「過去の克服」と「憲法愛国主義」の形成史を略述するとともに、そこに「中央位置」アイデンティティの展開を組み入れて、全体像の一端の解明に努める。

ここで着目する三要素の一つ、「中央位置」アイデンティティとは、「ドイツはヨーロッパの（あるいは東欧と西欧との）中央に位置する」という認識に基づく国民的自己理解である。ドイツ（国民）の性質や境遇などを諸外国（民）との関係・対比に即して規定している点に特徴がある。帝政期（1871～1918年）にはすでに政治的・社会的エリートの共通認識となっており、「ドイツ人の国民的アイデンティティの因習的形式³⁾」と評されたこともある。60・70年代を通じてドイツ国の歴史がネガティブに評価されるようになったあと、「中央位置」アイデンティティも誤謬として斥けられるようになるが、論者によってその活用の仕方には幅があり、時代状況に合わせた変化を通じて、現代までその命脈を保っている。

「過去の克服」アイデンティティは、ナチ・ドイツによるユダヤ人迫害・虐殺で頂点に達する旧ドイツの非道行為を反省し、その再来を回避する責任を負っているという自覚を中核に据えた、戦後固有の国民的自己理解である。戦前ドイツの国民としてのアイデンティティ（旧ドイツ・アイデン

1) たとえばU・リンス（大西健夫訳）「統一ドイツの民族意識」大西健夫・U・リンス編『ドイツの統一—分断国家から普通の国へ』早稲田大学出版部、1999年、54-71頁、60-65頁；佐藤裕子「ドイツの移民テストと主導文化—多文化主義からの離脱」『関西大学人権問題研究室紀要』第55号、2007年、1-17頁（以下、佐藤（2007）と略）、1頁。

2) 高橋秀寿『ホロコーストと戦後ドイツ—表象・物語・主体』岩波書店、2017年（以下、高橋（2017）と略）；高橋秀寿『時間／空間の戦後ドイツ史—いかに「ひとつの国民」は形成されたのか』ミネルヴァ書房、2018年（以下、高橋（2018）と略）；佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土—戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』新曜社、2008年；佐藤（2007）；Wolfgang Mommsen, „Wandlungen der nationalen Identitäten der Deutschen“, in: ders., *Nation und Geschichte*, München: Piper Verlag, 1990, S. 55-86（以下、Mommsen（1990）と略）。

3) J・ハーバーマス（三島憲一編訳）『近代—未完のプロジェクト』岩波書店、2000年（以下、ハーバーマス（2000）と略）、75頁〔訳語は一部改めた〕。

ティティ)を復権しようとする動向に対抗するものとして、60年代後半以降徐々に拡大し、今日では公定の国民的アイデンティティとなっている。

「憲法愛国主義」アイデンティティも、旧ドイツ・アイデンティティを復権しようとする動向に対抗して登場し、80年代後半に耳目を集めた国民的自己理解である。(西)ドイツの基本法に記載された人権や自由や平等などの西洋的・普遍主義的な諸価値への忠誠心のみで結ばれた共同体として、ドイツ国民を抜本的に再定義するものとなっている。当初知的エリートの提案にとどまっていたが、今世紀に入ってから移民統合の文脈では有力な発想として受け入れられ、事実上公定の国民的アイデンティティの一つとなっている。

以上三つの国民的アイデンティティの歩みを略述するのに先立って、この課題設定の背景に触れておきたい。個人的な事情になるが、最近筆者はドイツの「中央位置」アイデンティティの歴史に関する調査成果を報告する機会を得、その席で高橋秀寿先生に批判的コメントをいただくことができた。それは「中央位置」言説をドイツ社会とのもっと密接な繋がりの中で捉えることもできるのではないか、ということで、筆者はこのご指摘と、合わせていただいたヒント⁴⁾とに大きな励みと刺激をいただいた。ところがいざやってみようとする、きわめて難しく、自分の非力さを痛感するだけで数ヶ月が経ってしまった。そこでさしあたり今回は、「中央位置」アイデンティティを今少し俯瞰的に捉え、相対化すること、つまり「中央位置」アイデンティティの変遷の様子を戦後ドイツにおける多様な国民的アイデンティティ形成の動きの中に置き戻して捉えることで⁵⁾、それを眺める視野を拡大することを試みた⁶⁾。

本稿は、時系順で記述される三つの部分から成る。第2節では40年代後半から70年代にかけての国民的アイデンティティの形成を跡づける。この時期に一貫する動向は「過去の克服」アイデンティティの拡大であり、旧ドイツの価値認識の低下であるが、国民的アイデンティティの形成は不安定で、戦後の経済的成功に裏打ちされた非歴史的で未来志向の自己認識がその代替物の役割を果たした。「中央位置」アイデンティティの出現もごく最初の時期(40年代後半)に限られる。

第3節では80年代の動向を確認する。この時期に「中央位置」論が約30年ぶりに唱えられ、それが統一後の動向にも影響を与えることになる。「過去の克服」も、旧ドイツの再評価を企てる動向との批判的対峙を通じて鍛えられ、統一後の公定アイデンティティとして出現する準備が果たされる。同時に現れた「憲法愛国主義」の立場は、旧ドイツ再評価の動向に批判的に対峙する点では「過去の克服」と共闘しながら、国民概念の抜本的再編成に向けて「過去の克服」を排除するという両義的な姿勢を採った。

第4節では、1990～2010年代の統一ドイツにおける動向を略述する。この時期までに出揃って

4) 高橋先生は、「中央位置」論の歴史を把握するにあたって、個々の知的エリートの主張ばかりでなく、匿名的ないし大衆的なメディア(地図や歌や映画など)をも史料として活用することを提案してくださった。

5) むろんこれも筆者の手に余る作業であったが、このような挑戦をしたのは、啓発的な先行研究の多さと、なにより西ドイツにおける国民的アイデンティティの形成を、複数の国民(構想)が並立・競合・融合する複合的な過程(「日々の国民闘争」として描き出した高橋先生のお仕事(高橋(2017))に刺激されたことによる。

6) ただし課題の限定のために、戦前および東ドイツの動向を考察の範囲外に置かざるをえなかった。なお戦前の「中央位置」アイデンティティの動向については、次の拙稿で手短に触れた。野上俊彦『「ドイツの中央位置」論史研究の動向と課題』『世界史研究論叢』12(2022年刊行予定)所収。

いた三つのアイデンティティは、統一後の激動の状況に自己を適応させる中で、従来の対抗的ないし無干渉的な関係から、部分的な補完や融合の関係に移っていく。「過去の克服」と「憲法愛国主義」は体制化され、「中央位置」も「過去の克服」を取り込んだ新しい形態を獲得することになる。

第5節では、第2節から第4節までの記述を要約的に振り返り、「中央位置」「過去の克服」「憲法愛国主義」それぞれの出現や変容、また並立や対抗や交差のあり方を確かめる。

2 40年代後半～70年代の動向

本節では第二次世界大戦直後の40年代後半から社民党（SPD）政権期の70年代までの国民的アイデンティティの動向を跡づける。戦後のきわめて不安定な状況下に始まるこの時期、固有の安定したアイデンティティ形成は、目指されつつも果たされなかった観があるが、かえって「中央位置」や「過去の克服」にとどまらない、種々さまざまな動向が見られた。その発生順に一瞥していくこととしたい。

戦後ドイツの国民的アイデンティティの形成過程において無視できない事実となったのは、旧体制の瓦解と領土分断である。1871年に創建された「ドイツ国 Deutsches Reich」は、第二次世界大戦での敗北の結果1945年に消滅し、その領土も西部の米英仏軍占領区（のち西ドイツ）、中部のソ連軍占領区（のち東ドイツ）、旧東部領土（ポーランドに編入）に大きく三分割された。1945年までのドイツ国の国民としての古いアイデンティティ（旧ドイツ・アイデンティティ）が無傷のまま残ることはありえず、したがって自己主張自体を控えるか、時代状況に合わせて変化するか、あるいは戦後固有のアイデンティティを新たに形成するしかなかった。

「中央位置」アイデンティティは、ヨーロッパの中央に位置する（とりわけロシアとフランスという東西の大国に挟まれた）国としてドイツを捉える帝政期以来の国民的アイデンティティであるかぎり、旧ドイツ・アイデンティティの一種であるが、戦後初期の数年間には、分断の事実に対抗して、ドイツの統一と中立の要求へと変化した。その代表的な論客が、キリスト教民主同盟（CDU）所属の代議士J・カイザーである。カイザーが最重視したのは、分断されたドイツの統一である。しかし戦争とその敗北という厳然たる事実由来する分断の帳消しを求める以上、周辺国に何らかの見返りを提示しなければならない。そこで彼が提案したのが、東西いずれの陣営にも与しないドイツの中立であった⁷⁾。もっともこの中立は東西に対する消極的な不関与ではない。カイザーによれば、ドイツは東西の中央に位置するという事実から、東西の「諸国民間の意思の疎通と利害の調整」を促す仲介者であることができるし、そうならなければならない⁸⁾。このようにしてカイザーは、「中央位置」に基づいた仲介民族としてのドイツ人解釈と、東西の架け橋たれという行動要求を提示した。

戦後の変化した状況に、「中央位置」論は統一・中立要求というかたちで適応したのだが、支配的アイデンティティとしての地位を得ることはなかった。たしかに新生西ドイツの政府においても、分断された三地域の統一は至上目標であり続けた。アデナウアーをはじめとする西ドイツ第一世代

7) Jakob Kaiser, *Gewerkschafter und Patriot: Eine Werkauswahl*, hrsg. von Tilmann Mayer, Köln: Bund-Verlag, 1988 (以下、Kaiser (1988) と略), S. 272-276.

8) Kaiser (1988), p. 274.

の政治家たちも、旧ドイツ・アイデンティティを保持していたからである⁹⁾。しかし当時の最優先課題は自国の復興であり、そのための西側結合、とりわけ独米連携の強化であった。西側結合の推進に西ドイツの活路を見出すアデナウアーに対し、カイザーは与党内の強力な反対派となったが、そもそも分断の克服が西ドイツ側の意志や努力だけで実現できるものでなかったため、統一も中立も理想論で終わらざるをえないところがあった。カイザー以後、1980年代に入って新たな文脈で主張され始めるまでおよそ30年近く、「中央位置」論が公的な注目を集めることはなくなる¹⁰⁾。

40年代後半・50年代には、旧ドイツ・アイデンティティを保持する指導的人物たちでさえ、そのアイデンティティに現実を近づける（分断を克服する）ことを放棄し、ひいては国民的アイデンティティの問題自体を棚上げした¹¹⁾。旧ドイツのアイデンティティを保持しようとするれば、ナチ時代の犯罪的過去の罪と責任を正視せざるをえないが、これは戦後復興の負担になる。それゆえ声高なアイデンティティ主張は回避され、現状への適応と復興とに努力が注がれた。

戦後復興が最優先されたこの時期には、「過去の克服」アイデンティティも支配的とはなりえなかった。当時は、技術的な理由から直近の過去を不問にする姿勢が国家レベルで容認されていたし（このことは、政権内部に多くの元ナチ党員を登用していたアデナウアーが、「過去のことを嗅ぎ回るのはやめにしよう」と述べたことに示されている）、冷戦イデオロギーも「過去の克服」を抑制した。東の共産主義体制も過去のナチ体制も同種の全体主義体制であるとして一緒くたにし、「異質な他者」として斥けることが可能になっていた。

ではこの時期にはどういった要素が国民の自己理解を構成していたのだろうか。高橋先生は、この時期の西ドイツ国民が、ナチ犯罪の（加害者・協力者としてではなく）犠牲者としての経験や意識によって結ばれる「犠牲者共同体」として集団的自己を構成していたことを指摘している。ナチ時代の独裁と戦争、それらの帰結などは、身から出た錆としてではなく降りかかってきた災難として、西ドイツ国民はその犠牲者として理解されたのである。戦中から噂などで知られていたユダヤ人大虐殺も、その途方もない犯罪性は認められながら、あくまでナチという「非国民」の所業として理解された。そしてこの悪行がドイツ人の名を汚したという意味でも、西ドイツ国民はナチの犠牲者として理解された¹²⁾。こうした自国の圧政による犠牲の意識に、戦中、戦後に連合国や周辺国から受けた暴力（空襲や追放など）の経験が加わって、二重に虐げられた犠牲者としての国民意識に結実したのである¹³⁾。

9) Cf. 佐藤裕子「統一ドイツのアイデンティティの問題—亀裂の入った社会の課題」『獨逸文學』39、1995年、170-187頁（以下、佐藤（1995）と略）、173頁。

10) カイザー以後50・60年代の統一・中立主義的な「中央位置」論者として、E・ニーキッシュやP・ゼーテがいた（cf. Johann Baptist Müller, *Deutschland und der Westen*, Berlin: Duncker & Humblot, 1989, S. 71）。また作家のE・ユンガーも、20年代～60年代初めにかけて「中央位置」論を展開していた（これにつき、拙稿「Mittellage-Discourse in Twentieth Century Germany: Ernst Junger's Case」神戸大学国際文化学術研究推進センター（Promis）『2021年度研究報告書』2022年、22-51頁）。

11) Cf. Mommsen (1990).

12) 高橋（2017）、25、28、54-55、271-272頁。

13) それでいてこの「犠牲者共同体」構成員の心性が、かつてナチ体制を支持した旧国家国民のそれと変わらなかったことを、高橋先生は当時愛好された娯楽映画、住居や都市計画案、あるいはアンケートなどから読み取っている。戦後この「犠牲者共同体」は、戦乱で荒れ果てた眼前の風景が象徴する無秩序で不安定な都市空間の克服を企図し、その対極をなす田園社会（「ハイマート空間」）に生きることを望んだ。そこは秩序と安定

「過去の克服」アイデンティティが拡大するのは、60年代に入ってからである。それまで一般論として非難されながらも、西ドイツ国民が反省し責任を負うべき問題としては大幅に括弧に入れられていたナチ・ドイツの犯罪的過去は、特に学生たちの抗議運動を経て、無視できないものに変わっていった。この動向の拡大は50年代後半から少しずつ準備されていたが、衝撃的な仕方で「過去の克服」の必要性を意識させたのは、1959年末に発生した、ケルンのシナゴグへの鉤十字落書き事件、続いて全国で噴出した反ユダヤ的動向と、諸外国の批判的注目であった。60年代にはドイツ内外でナチ犯罪者の裁判が行われたり、ナチ犯罪の時効論争が起こったりして、否定的過去への関心はますます高まっていった。目覚ましい経済復興を達成していた西ドイツ社会で物質的には何ら不自由のない生活を享受していた学生たちは、こうした動きの中で過去への関心を掻き立てられ、親世代への反発の一環で、否定的過去の暴露を進めていった。

ブランドの社民党政権（1969～74年）に始まる70年代は、おおむね上のような発展傾向の延長上にあると言える¹⁴⁾。ワルシャワのユダヤ人ゲットーでの跪拝（1970年）、ナチ犯罪のさらなる時効延長、ポーランドとの国交回復とオーダー・ナイセ線（東独とポーランドとの国境線）の承認（1972年）など、ブランド政権期にはナチ時代への反省がいつそう深められるとともに、ナチ犯罪の帰結の一つとしての旧東部領土の喪失も法的に承認された。またドイツ人の正統な国家として承認してこなかった東ドイツと国交が結ばれた（1972年）ことで、ドイツ人が二国家に分断されている現状が法的に承認された格好となった。これは旧ドイツ・アイデンティティの存続をさらに難しくしたと同時に、西ドイツに固有の国民的アイデンティティが必要であるという認識をもたらした¹⁵⁾。

しかし以上のすべてにもかかわらず、この時期にはまだ「過去の克服」が支配的アイデンティティの地位を占めるには至らず、むしろ（高度経済成長の事実に基づく）先進的国家国民としての自己認識が支配的であったという見方もある¹⁶⁾。高橋先生は、叛乱学生世代にとって「過去」は世代間紛争の道具でしかなかったとする歴史家A・シルトやU・ヘルベルトの見解に同意するとともに、この時代に楽観的な歴史観、進歩信仰が広まっていたことを指摘している¹⁷⁾。叛乱学生が熱狂的に支持した70年代の社民党政権自体、60年代から理想的な未来へと向かって計画的に歴史を

が支配する（変化のない無時間的な）社会であり、傷ついた人々を受け入れて役割を与え、異分子を排除する。西ドイツ国民のこの理想的空間はナチ時代のそれと本質的に同種であり、ナチ体制の犠牲者としての意識にもかかわらず、その志向は変わっていない。心性面でのこうした連続性は、ナチ時代から冷戦期まで一貫するロシア蔑視にも認められる。西ドイツ国民は、戦前・戦後を通して、野蛮な他者に対峙する者として自己を理解する「植民地主義的主体」でもあったのである。Cf. 高橋（2018）、61-148、272-273頁。

14) ブランド自身が、ナチ時代との切断、旧体制の性質を残存させてきた西ドイツの刷新を象徴する人物と見られ、親世代とナチ時代の過去とに批判的な眼差しを向ける叛乱学生の熱狂的な支持を得ていた。前任のケージンガー首相（任期1966～69年）が就任後に元ナチ黨員としての経歴を知られ、批判的な若者から抗議の平手打ちを食わされたのに対し（高橋（2017）、95-96頁）、ブランドは元反ナチ亡命者だったからである。

15) 高橋（2018）、244頁。80年代には、西ドイツ固有の肯定的な国民的アイデンティティが不在であるという問題意識から、それを不可能にしていると見られた「過去の克服」に距離をとり、旧ドイツの復権を企てる動向が見られるようになる。これについては第3節で触れる。

16) 歴史家W・モムゼンは、特に50年代の高度経済成長以降、経済的に成功した国民であるという自信こそが国民的アイデンティティの核になったと推測し、さらに社会哲学者J・ハーバーマスはこの「経済的な自信」が、その後60・70年代も持続することになったことを示唆している（cf. ハーバーマス（2000）、167、169頁）。

17) 高橋（2017）、100-102、208-209頁；高橋（2018）、273-274頁。

構築する主体像を提示していた¹⁸⁾。こうした進歩信仰の中で主たる関心が向けられるのは過去ではなく未来であり、その未来に向かっていく現在の行為である。叛乱学生世代にとっても、ナチ時代の否定的過去は、自分たちのアイデンティティの核となるものというより、未来ある自分たちを押さえつける権威的な親世代に対して効果的に自己の優位性を主張するための手段であった。それゆえここでは虐殺されたユダヤ人への深い共感の欠け、犠牲者はあくまで哀れな他者として「外部化」されていた¹⁹⁾。

さらに、この時期にはむしろ脱国民的（普遍主義的）であることが代替的なアイデンティティになった、という見解もある。たとえば佐藤裕子は、叛乱学生世代が（自国の犯罪的過去に真正面から向き合うことへの抵抗感から）ドイツの国民や国家やその歴史に対して意図的に距離をとり、第三世界の政治問題や環境問題など、普遍的正義にかかわり、ドイツ人であることを強く意識せずとも没頭できる課題への取り組みに邁進したこと、この脱国民化された姿勢自体が「ある種のアイデンティティ、行動の拠り所となる支柱」になったことを指摘している²⁰⁾。なお次節で見るように、これは80年代に、西ドイツ国民の安定的なアイデンティティの不在と方向性喪失、予測不可能性などとして、一部論客が問題視し、その克服を目指すところとなる。

たしかに60・70年代に否定的過去は広い関心を集めたが、支配的な国民的アイデンティティの域には到達しなかった。過去は未来形成主体としての自負をもつ学生世代のあいだで、世代間闘争の武器として活用され、あるいは（自）国民なるものへの忌避感を生んで、彼らを世界的・普遍的課題への取り組みへと促すことにもなった。この否定的過去を正視することへの抵抗がこの時期に消えてなくなったわけではないことは、続く80年代に目立つようになる。それについて次節で見ることにしよう。

3 80年代の動向

本節では、統一前のおよそ10年間における西ドイツのアイデンティティのあり方を概観する。焦点となるのは、「過去の克服」の取り組みを終わらせようとする陣営と続けようとする陣営との攻防、「中央位置」アイデンティティの復活、そして「憲法愛国主義」アイデンティティの形成である。順に見ていくことにしよう。

まず否定的過去への取り組みについてであるが、先立つ時期の「過去の克服」の積極的動向にも

18) 社民党政権は、先行する（キリスト教民主・社会同盟が主導する）政権期に達成された高度経済成長への誇りを支えとした「モデル国家ドイツ Modell Deutschland」というスローガンを掲げたこともあった。こうした自負や楽観は、そこに原子力という新エネルギーへの素朴な期待が伴っていたことにも示されている（cf. 高橋（2018）、209-219）。50年代において優勢であったのが、その志向においてナチ時代との連続性を保った、田舎・安定志向の「保守主義的国民」であったとすれば、60・70年代は都会・進歩志向の「革新主義的国民」が登場して、前者を圧倒していく時期であった（高橋（2018）、273-274頁）。

19) 高橋（2017）、101、102頁。また、ブランドのワルシャワ訪問の重大性も、当時の西ドイツの新聞各紙においては、ユダヤ人への謝罪・追悼よりもオーダー・ナイセ線の承認のうちに見られていたという（高橋（2018）、230頁）。

20) 佐藤（1995）、174-175頁；cf. O・ダン（末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳）『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』名古屋大学出版会、1999年、259頁；M・フルブルック（芝健介訳）『二つのドイツ 1945-1990』岩波書店、2009年、107頁。

かかわらず、それへの反発もなお根強かったことは、80年代に明白化する。この時期、否定的過去を遠ざけ、あるいは一定程度無害化しようとする人々が公論の主導権を握ろうとし、そのたびに「過去の克服」の継続・深化を企図する人々によって厳しく批判された²¹⁾。

こうした攻防の最初のきっかけを作ったのは、新たに首相となったH・コール（在任1982～98年）である。前節で60・70年代を通じて脱国民化された世代が出現したという見解に言及したが、コールはこの脱国民化傾向の修正を企図し、そのための方途として、否定的過去を現在のドイツから遠ざけることに腐心した。彼は首相就任直後から、ナチ犯罪に主体的に関与せずに済んだ「遅れて生まれてきた者の恩恵」を語った。西ドイツ国民が安心して自己を係留することができる肯定的な歴史像の構築を目指して、ボン市内に戦後史のみをテーマとする「歴史館」の建設を計画した。さらに1985年の敗戦40周年を機に、戦後における独米和解の達成を演出すべく、レーガン米大統領を西ドイツの小都ビットブルクにある軍人墓地に招いた。これらコールの発言や企ては、当初からしばしば批判的に報じられたが、ビットブルク訪問は完全に裏目に出た。同墓地にナチ親衛隊員も埋葬されていることが判明し、その歴史的無反省を国内外から厳しく批判されたからである。これにより、コールにとり最も回避されるべきであったもの、すなわち西ドイツはナチ犯罪の過去に真摯に向き合っていないという悪印象が、再び広まった。

ビットブルクでのコールの失敗の直後に行われたのが、「過去の克服」の象徴的人物となったヴァイツゼッカー大統領（在任1984～94年）の演説である。彼は5月8日の敗戦40周年記念演説で、ナチ・ドイツによるユダヤ人の迫害や虐殺を率直に認め、これを反省し続ける姿勢を明示し、きわめて高い評価を得た。これはコールの立場に対立するものでもあった²²⁾。ヴァイツゼッカーの基本的立場はハイネマンやプラントといった70年代の政治家のそれを継承するものだったが、ビットブルク事件による国際的悪評を抑え込むために広く喧伝され、「過去の克服」に真摯に取り組む西ドイツの良心の象徴として記憶されることになった²³⁾。

「過去の克服」の終了派と継続派との対立は、続く歴史家論争において、激化したかたちで繰り返された。1986年、歴史家のE・ノルテが、ナチ強制収容所の前例をソ連の強制収容所に見出せるのではないかという問いを提起することで、ナチ・ドイツの犯罪に対する現在の評価はドイツの異常性を過度に強調するものになっており、その修正が必要であるという立場を示した。ノルテの問題提起は、戦前ドイツへの否定的評価を軽減するものであり、したがって旧ドイツ・アイデンティティの復権に寄与するものでもありえたのだが、直後に社会哲学者J・ハーバーマスがノルテ批判の論陣を張り、これを機にドイツの否定的過去とその取り扱いとをめぐる論争が、国内外の歴史家を巻き込んで繰り返された²⁴⁾。論争は1987年末まで続いたが、ハーバーマス側の勝利に終

21) Cf. 石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』白水社、2002年（以下、石田（2000）と略）；永井清彦『ヴァイツゼッカー演説の精神—過去を心に刻む』岩波書店、1991年（以下、永井（1991）と略）。

22) R・v・ヴァイツゼッカー（加藤常昭訳）『想起と和解—共に生きるために』教文館、1987年（以下、ヴァイツゼッカー（1987）と略）、5-45頁；永井（1991）；石田（2002）、285頁。

23) 木佐芳男『〈戦争責任〉とは何か—清算されなかったドイツの過去』中央公論新社、2001年、215頁、222-224頁。

24) 以上について、歴史家論争の記録論集の翻訳『過ぎ去ろうとしない過去—ナチズムとドイツ歴史家論争』（人文書院、1995年）に所収のノルテの論文「過ぎ去ろうとしない過去—書かれはしたが、行われなかった講演」（39-49頁）ならびにハーバーマスの論考「一種の損害補償—ドイツにおける現代史記述の弁護論的傾向」（50-

わり、歴史家としてのノルテの評価は著しく低下した。

この論争を機に、否定的過去の認識の回避や相対化は社会的に受け入れられるものではない、という総意が出来上がった。このような展開の背景として挙げられるのは、この時期にユダヤ人への迫害や虐殺への反省が、犠牲者への共感というかたちで深められていたことである。高橋先生は、その外面的きっかけとして、アメリカで製作されたテレビドラマ「ホロコースト」の西ドイツでの放映(1979年)を挙げるとともに、より大きな社会構造上の変化として、石油危機以後の社会・経済体制の転換と一般的心性の変化とに着目している。いまや人々は、理想的な未来像をもち計画的にそれを現実化してゆく確固たる主体ではなく、先の見通せない世界で出来事に翻弄されながらその都度できるかぎりの対処をしていく主体の姿に自然な共感を寄せるようになった。こうした変化が、ホロコーストという未曾有の出来事に直面させられたユダヤ人に対する感情移入を容易にしたと考えられるのである²⁵⁾。

次に復活した「中央位置」アイデンティティの動向を見ておこう。80年代の前半は、戦後初期に分断ドイツの統一・中立要求が掲げられてからおよそ30年ぶりに「中央位置」論が復活した時期でもあった。このときの「中央位置」論は、直接的な関わりのない二つの方向から登場した。一方は、上にも見た、西ドイツ国民の肯定的なアイデンティティ形成を企図して否定的過去の相対化を図る陣営であり、他方は、東西緊張の再度の高まり(新冷戦)を受けての平和運動である。

否定的過去の相対化を企図しての「中央位置」論は、コール首相周辺の歴史家たちによって代表される。コールと同様、60・70年代以降の国民意識を欠く若者世代の出現を問題視していた²⁶⁾ 彼らは、ナチ時代の否定的インパクトのゆえに全面的にその価値を切り下げられていた旧ドイツを復権させ、(ナチ時代という例外的期間を飛び越えて)西ドイツ国民が自己を同定することができる国民史を回復することを企図した。たとえばH・シュルツェは、帝政期の非民主的体制は「中央位置」にあるドイツの賢明な方策であったという解釈を提示した。強国に挟まれた不利な位置にあるドイツでは、対外的野心を抑制せざるをえず、そのためには野放図な対外進出要求を掲げる民衆勢力を政治の中枢に進出させてはならなかったから、というのである²⁷⁾。こうした考え方は、ノルテのナチ犯罪相対化論とならんで歴史家論争で厳しい批判の対象となった。それはドイツ帝国の民主化の不徹底を地理的位置によって弁明する不条理な環境決定論として唾棄され²⁸⁾、旧ドイツの歴史の解釈として主流化することはなかった。

他方、平和運動の刺激を受けて出現した「中央位置」論の陣営からは、非常に有力な論者が登場した。政治家ヴァイツェッカーである。彼がまだ西ベルリン市長であった80年代初め、西ドイツ

68頁)を参照されたい。なお1988年にはヴァイツェッカーもこの論争に関して、やはり「過去の克服」を推進する立場からコメントを出している。R・v・ヴァイツェッカー(加藤常昭編訳)『良心は立ち上がる—ヴァイツェッカー講演集』日本基督教団出版局、1995年、87-106頁。

25) 高橋(2017)、179-183、209-210頁；高橋(2018)、274-275頁。

26) 前掲註24)の論集『過ぎ去ろうとしない過去』に所収のシュテュルマーの論考「歴史なき国における歴史」(35-38頁)を参照されたい。

27) Hagen Schulze, *Weimar: Deutschland 1917-1933*, Berlin: Siedler, 1982, S. 20.

28) 前掲註24)の論集『過ぎ去ろうとしない過去』に所収のJ・コッカの論考「ヒトラーの記憶は、スターリンとポル・ポトを持ち出すことで抑圧・排除されてはならない」(116-130頁)を参照されたい。

へのアメリカのミサイル配備の決定（1980年）、限定核戦争の可能性をめぐるレーガン米大統領の失言（1981年）などを経て、ヨーロッパ核戦争の勃発を危惧する大規模な反核平和運動が起こっていた²⁹⁾（1980～83年）。こうした動きの中、言論界ではP・ブランドとH・アモンなどが、両ドイツが東西対立から離脱して中立地域になることを要求していた³⁰⁾。ヴァイツゼッカーはこうした社会・言説状況に大きく刺激されて、分断前のドイツが東西いずれの陣営とも異なる「中央」であったこと、そして根本的には今でもそうであることを強調した³¹⁾。

80年代以降、「過去の克服」を推進する立場を表明したヴァイツゼッカーは、同時に「中央位置」論というかたちで旧ドイツ・アイデンティティを保持する旧世代の人物でもあった。これは、自国の過去を真正面から直視することへの抵抗感から総じてドイツの国民や国家とその歴史に対して距離をとるようになったとされる60・70年代の学生世代とは異なる態度のあり方であった。

最後に、「憲法愛国主義」という新しいアイデンティティについて、その最も著名な主張者ハーバーマスの考えに即して概観しておきたい。既述のとおり「憲法愛国主義」は、西ドイツの基本法に記載された西洋的・普遍主義的な諸価値を尊重する姿勢のみに基づいた新しい愛国心のあり方を提起するもので、民族や言語や歴史といった要素で結ばれた「反省以前の、全会一致的に共有された伝統的アイデンティティ」に取って代わるべき「脱伝統的なアイデンティティ」であるとされる³²⁾。

「憲法愛国主義」は、「中央位置」アイデンティティを含む旧ドイツ・アイデンティティに対して対抗関係に立っていた。ハーバーマスが「憲法愛国主義」によるドイツ国民定義を初めて提示したのも、歴史家論争においてノルテとシュテュルマーの立場を批判する文脈においてであった。彼らの難点はそれぞれ異なるものであったが（ノルテはナチ犯罪の相対化、シュテュルマーはドイツ帝国の非民主的性格の弁明）、ハーバーマスは両者を、ドイツ史の中で西ドイツが初めて達成した、政治文化における西側化という誇るべき成果を棒に振るものとして批判し、西ドイツ国民を「西側から離反させない唯一の愛国主義」として「憲法愛国主義」を提示した³³⁾。

他方、「過去の克服」アイデンティティに対しては、それがナチ・ドイツの過去の絶対的否定性の認識とそれへの震撼とを根拠にしているという点で紛れもない共感を示しつつも、それを国民的アイデンティティの基礎とすることには距離をとった。「憲法愛国主義」がこうした独自路線を歩むことになったのは、ハーバーマスが、旧ドイツ・アイデンティティの復活を抑止することだけでなく、移民との調和的共生（「多文化社会」）を可能にすることをも目指していたことによる。「憲法

29) Cf. 竹本真希子「第15章 平和運動 - 東西対立を越えて」、石田勇治・福永美和子編著『想起の文化とグローバル市民社会』勉誠出版、2016年、337-356頁。

30) Peter Brandt / Herbert Ammon, „Patriotismus von links“, in: Wolfgang Venohr (Hrsg.), *Die deutsche Einheit kommt bestimmt*. Bergisch Gladbach: Gustav Lübbe Verlag, 1982, S. 119-160. 戦後初期のカイザーの要求とは異なり、ここでの重点は分断ドイツの統一ではなく中立にあった。

31) Richard von Weizsäcker, *Die deutsche Geschichte geht weiter*, Berlin: Wolf Jobst Siedler Verlag, 1983, S. 12; ヴァイツゼッカー（1987）、53、72-73頁；cf. Bruno Schoch, „Renaissance der Mitte – Ein fragwürdiger Bestandteil deutscher Ideologie kehrt wieder“, in: ders (Hrsg.), *Deutschlands Einheit und Europas Zukunft*. Frankfurt am Main: Suhrkamp, S. 120-149, 131-132. なおヴァイツゼッカーはその後最晩年まで「中央位置」アイデンティティを維持しており、この考えに対する否定的印象は彼の影響で大いに緩和された観がある。

32) ハーバーマス（2000）、74、75頁。

33) ハーバーマス（2000）、75頁。

愛国主義」アイデンティティは、「憲法諸原理への、信念に基づく忠誠」によってのみドイツ国民を定義するその「脱伝統的」性格が含意するように、西ドイツ社会の人口の小さくない部分を占める移民に対しても開かれたものとなるよう構想されていた。トルコ系移民など、「克服」されるべき否定的過去との関わりをもたず、したがってその記憶も責任ももたない移民をもドイツの国民として統合していくことを志向していたハーバーマスにとり、「過去の克服」はそのための積極的な紐帯とはなり得なかったのである³⁴⁾。

「憲法愛国主義」アイデンティティは、移民問題が本格的に政治課題として認知される統一後の時代にも改めて取り沙汰されることになる。次節でそうした顛末も含めて90年代以降の動向を見ていくことにしたい。

4 90年代～2010年代の動向

本節では、2010年代後半までの統一ドイツにおける国民的アイデンティティの形成を記述していく。ここまでに揃った「中央位置」「過去の克服」「憲法愛国主義」は、それぞれ時代状況に合わせて新しい展開を見せるようになる。順に確認し、最後に今一度中央位置アイデンティティの動向を、最新の局面に即して確認することとしたい。

数年前の歴史家論争で厳しく斥けられた「中央位置」アイデンティティは、90年代初頭に目覚ましく活性化した。背景として挙げられるのは第一に、旧東欧諸国の体制崩壊・自由化の流れの中で、EUの東方拡大の展望が拓けたことで、観念的な「ヨーロッパ」の範囲も東方へ大きく拡大し、この拡大したヨーロッパにおいて、ドイツが地理的な中心的位置を占めるに至ったこと、第二に、統一によりドイツが経済や人口の規模においてヨーロッパ最大の国家となったこと、第三に、東西対立構造の崩壊により、ドイツが東西の隣人に対して遠慮なく自己主張しうる展望が開けたこと、である³⁵⁾。

この時期の「中央位置」論は、大きく二つのタイプに分かれる。一方は、統一ドイツは周辺諸国への遠慮なしに国益を追求し、さらに大国化していくべきだと考える、露骨に独善的で夢想的なタイプである。他方は、西ドイツの国是であった西側結合および西洋的価値観の尊重を継続しつつ、同時にドイツのいっそう自律的な振る舞いにも期待する、あるいは大国としてのドイツの責任の自覚を要求するといった、比較的穏当なタイプである。

中央に位置する大国ドイツの露骨な国益追求を求めたのは、新右翼の代表的論客K・ヴァイスマンである。彼は西ドイツがドイツ元来の「中央位置」を考慮した「プロイセン的」外政を行ってこなかったことを批判した上で、今後ドイツが旧東欧を全力で開発していくこと、それを通じて、東

34) ハーバーマス (2000)、188-190、192-194 頁。

35) こうした一連の動きに批判的であったハーバーマスは、統一が国民的審議なしに拙速に行われたことや、統一を(民族的単位と政治的単位との一致という意味で)ドイツの「正常化」と捉える傾向、西ドイツ時代を異常で特殊な一時代として語る傾向などを批判した。彼にとり、ドイツ史の中で異常・特殊であったのは旧ドイツ時代で、1945年の破局的な終末以後に形成された西ドイツこそが、正常な国なのであった。というのもここでは、民族的統一への固執がようやく克服され、基本法が体現する西側の価値観への忠誠心によって結ばれた「脱伝統的」な国民形成が成功していたからである (ハーバーマス (2000)、255-302 頁)。

西（「スラヴ」と「ローマ」）の中央にドイツの覇権が及ぶ一大圏域を構築することを要求する。30年代末以降のナチ国家の拡大を、いわば経済的次元で再現しようとするのである（こうした関心から、従来の「過去の克服」も批判対象となる）³⁶⁾。

夢想的な国益追求路線とは一線を画しつつ、大国としての自覚や自負を求める「中央位置」論も唱えられた。たとえば歴史家 G・シェルゲンは、ドイツが分断期以降大国として振る舞う機会を失ったことを確認しつつ、統一後なおその意志まで失ったままであることを批判し、「積極的な強国政治」を求めている。ドイツはその「中央位置」ゆえに、つねに周辺国への配慮を欠かすことができないが、再び大国となった今日、ドイツは「その地位にふさわしい態度」を示す必要があるというのである³⁷⁾。他方、歴史家 W・D・グルーナーは、ドイツがその「中央位置」のゆえに、政治面でも民族性の面でも安定性を欠いてきたという「中央位置」の因習的な否定的解釈に同意しつつ、最近「中央位置」に復帰した現代ドイツはもはやそうした不安定性を克服しており、むしろ「中央位置」ゆえに周辺国の利害調整を引き受けて「ヨーロッパの平和確保」を実現することができるし、そうしなければならないのだとして、使命論的な行動要求を提示する³⁸⁾。

しかしいずれにせよ 90年代の中央位置論は、早期にその存立基盤を奪われていった。政治的には、ドイツの再強国化とナショナリズムの高まりに対する周辺国の懸念に配慮して、統一に先立ってコール首相が西側結合路線の継続とヨーロッパ統合の深化を約束したことが挙げられる。東西対立構造が崩壊したからと言って、ドイツがこれまでの国際政治路線を早々に反故にすることはありえず、軍事的には NATO の傘の下に、政治経済的には強化された EC の枠内で囲い込まれることになった³⁹⁾。しかしより決定的であったのは、ドイツ経済自体の低迷である。90年代以降のドイツは、東西統一と統合のコストにより、ヨーロッパの大国どころかむしろ「病人」となっていった。低成長と失業の拡大は、東西両地域の住民を失望させ、かつ両者の内面的距離を開いた⁴⁰⁾。こうした衰退と分断の状況下で、覇権国家への夢、あるいは責任大国の自覚の表明としての「中央位置」論は急速に失調していった。

失調してゆく「中央位置」論とは対照的に、統一ドイツで国民的アイデンティティとしての地位を確立していったのが、分断期を通じて鍛えられてきた「過去の克服」である。統一後のそれに特

36) Karlheinz Weißmann, *Rückruf in die Geschichte*, Berlin: Ullstein, 1992 (以下、Weißmann (1992) と略), S. 173ff. しかしそれを超えてヴァイスマンは、ロシアの協力のもとドイツ主導でユーラシア大陸全土の開発を進めていくことをも夢想する。彼にとり、ドイツはヨーロッパの「ローマ的部分」たる西側には属さず、ロシアとともに「非ローマ的部分」に属しているからである (Weißmann (1992), S. 125)。

37) Gregor Schöllgen, *Die Macht in der Mitte Europas*, München: C. H. Beck, 1992, S. 169-186.

38) ヴォルフ・D・グルーナー (丸島宏太・遠藤修一・野田昌吾訳) 『ヨーロッパのなかのドイツ 1800～2002』ミネルヴァ書房、2008年、33-34頁；Wolf-Dieter Gruner, *Deutschland mitten in Europa*, Hamburg: Verlag Dr. R. Krämer, 1992, S. 444f.

39) 遠藤乾「第7章 ヨーロッパ統合の再活性化 1979-91年」同編著『ヨーロッパ統合史【増補版】』名古屋大学出版会、2014年、221-254頁、245頁。とりわけ、ハーバースマスが統一直後に警戒した「経済ナショナリズム」「ドイツ・マルク・ナショナリズム」は、統一直後から通貨統合が検討され始めたことで、出足を挫かれる格好となった。

40) 分断初期には「制度的には二つの別の国家であっても一つの国民である」と認識されていたのが、統一後はこれを反転させた「制度的には一つの国家であっても二つの別の国民である」という認識が広まった。Cf. Ruth Wittlinger, *German National Identity in the Twenty-First Century: A Different Republic After All?*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010 (以下、Wittlinger (2010) と略), S. 141f.

徹的な点は、いまや明確に体制化され（1990年の統一条約前文には「過去から生じる特別な責任を忘れない」ことが明記された）、数々の記念碑事業として可視化されたことである。ナチ犯罪の過去はもはや隠すのではなく明示すべきものになっていった。そうすることで、現代ドイツ国民たちがそれを克服したこと、決して復活させないと誓っていることを表現するようになったのであり、その姿勢は諸外国の高く評価するところとなった。

90年代には「過去の克服」の新たな展開も目立つようになった。一つは、否定的過去から導かれる「～しない」という従来の消極的な行動規範に、「～する」という積極的なそれが付け加わったこと、すなわち「人道介入」の論理による、他国・他地域での武力紛争への連邦軍の投入である。西ドイツは旧ドイツ時代の侵略行動の過去を反省し、対外的な行動全般に関して非常に自制的であった。しかしドイツ統一と同時に、湾岸戦争（1990～91年）や旧ユーゴ内戦（1990～2001年）など、同盟諸国が関与する武力衝突が立て続けに発生する中、軍事にせよ経済にせよドイツの国力を警戒してきた同盟諸国の方がむしろ、ドイツの積極的な「国際貢献」を求めるようになった。湾岸戦争時、ドイツ連邦軍の兵士は法律上の制限で派遣されなかったが、その後の議論を経て、ユーゴ内戦には投入されることになった。

「過去の克服」をめぐる今一つの新しい展開は、他民族の迫害・虐殺の歴史におけるドイツ人の例外的地位が、ある程度相対化されたことである。世界に衝撃を与えたユーゴ内戦下での「民族浄化」は、英メディアによって「ホロコースト」に準えられた。これを受けてドイツ国内でも内戦へのドイツ軍の投入が「アウシュヴィッツを繰り返すな」のかけ声のもとに正当化された⁴¹⁾。数年前の歴史家論争では厳しく批判され斥けられていた「ホロコーストの比較可能性」が、ここではごく自然に認められるようになっていた。このことは、他民族の迫害・虐殺の罪を負っているのはドイツ人だけではないという認識の拡大に寄与した。90年代後半には、ドイツ以外の国々でのホロコーストへの加担・協力の歴史にも関心が向けられるようになった。追求は旧連合国の側にも及び、いまやホロコーストは過去のドイツの犯罪であるだけでなく、人類にとっての教訓となった⁴²⁾。またこのような相対化の流れの中で、空襲や追放など、第二次世界大戦末期以降のドイツ人の被害もあらためて注目されるようになった⁴³⁾。

統一ドイツで「過去の克服」とは別の文脈で半ば公定の国民的アイデンティティの地位を獲得していったのが、「憲法愛国主義」である。前節で「憲法愛国主義」が移民をも包摂する新しい国民理解を可能にするために提示されていたことに触れたが、統一後ドイツではまさに移民の統合と国籍付与が正面から取り組まれるべき課題として注目されるようになっていた。そしてこの問題に対処するための有力な国民理解として、政治的指導層のあいだでも「憲法愛国主義」が受け入れられていったのである。

「憲法愛国主義」の公認化は、新国籍法の制定（1999年）に至る議論の中で進んでいった。ドイツ

41) 高橋（2017）、153頁；三好範英『戦後の「タブー」を清算するドイツ』亜紀書房、2004年、293-349頁。

42) Cf. 石田（2002）、311-324頁。

43) Cf. 高橋（2017）、210-212頁；柳原伸洋「第11章 ドレスデン空襲の公的記憶の変遷と広がり—コヴェントリーとの関係を中心に」石田勇治・福永美和子編著『想起の文化とグローバル市民社会』勉誠出版、2016年、235-253頁；川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」—二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』白水社、2019年；Wittlinger（2010）、S. 140。

には多種多様な移民が存在するが、統一後特に重視されたのは、恒常的に差別や暴力の対象となってきたトルコ人をはじめとするイスラム系移民の地位向上である。1998年に成立したシュレーダー政権は、野党の妥協を取り付けて、帝政期以来の血統主義に加えて出生地主義を導入した新国籍法を成立させた。条件つきではあるが、これにより従来は定住外国人としか見なされなかった移民の子弟も、ドイツで生まれればドイツ国民だということになった。重要な点は、この新国籍法の成立に至る数年間、与野党は統合と国籍付与とのいずれが先であるべきかをめぐって争っていたが⁴⁴⁾、国籍付与の条件としてドイツの憲法的価値秩序への忠誠（ならびに十分なドイツ語能力）を最重視する点では一致していたことである。ドイツの血統共同体に属すると認められない人々を、憲法への忠誠をもって新たにドイツ国民の一員に数えることについては、与野党に意見の相違はなかったのである。

もっとも、新国籍法の成立と前後して、移民の統合は憲法秩序への忠誠心を確認する（法的統合）だけでは十分でなく、「過去の克服」も含めたドイツの歴史や文化への理解も合わせて問う（文化的統合）のでなければならない、という認識も広まっていった。それはドイツの「主導文化」を明確にし、移民がそれを学習するのをサポートしなければならないという考えである。「憲法愛国主義」や「過去の克服」を含むドイツの主導文化という考えは、2000年以降、移民の統合が原住ドイツ人の利害にも関わる問題だという認識が広まっていくにつれ⁴⁵⁾、広範な支持を集めるようになった。主導文化の内実（あるいはその有無）についての判断は論者によって異なるものの、2008年から実施されている統一帰化テスト（帰化申請者に対して課される、「ドイツに関する知識」を問う試験）の内容から、主導文化についての連邦レベルでの理解を窺い知ることができる。そこでまず問われるのは「主にドイツ憲法の理念を基軸とする自由主義的民主主義の価値観に関する理解⁴⁶⁾」であるが、それとともに（ハーバーマスの「憲法愛国主義」では移民統合の積極的紐帯たりえないとして排除されていた）「過去の克服」についての知識なども問われている⁴⁷⁾。

こうして統一後の約20年で、「憲法愛国主義」と「過去の克服」が（少なくとも行政側の意図や認識において）現代ドイツの有力な国民的アイデンティティの地位に登り詰めたことが確認されるのだ

44) 与党である社民党は、統合促進のために前もって国籍を付与するべきだとし、対する野党側（キリスト教民主・社会同盟）は、統合が果たされた結果として国籍が付与されるべきだと主張した。Cf. 佐藤成基「重国籍に抵抗するドイツ—『国民の自己理解』との関係からみた文化社会学的考察」、法政大学社会学部学会『社会志林』66(4)、2020年、29-74頁。

45) この認識を促した出来事として、以下の三つが挙げられる。①移民の子弟が深刻な学力不振に陥っており、またそれがドイツ全体の学力平均値を大幅に下げ、一部地域では教育現場の崩壊をもたらしているのが判明したこと。②従来異文化の尊重という名目で等閑視されてきた「名誉殺人」や「輸入花嫁」など、西洋的・普遍主義的な価値秩序に照らして容認しがたい風習が、事件としてクローズアップされたこと。③2001年9月の米ドイツ多発テロの犯人の一人がドイツの大学で学んだ移民だった事実や、その後ヨーロッパ各国で過激思想に感化されたイスラム系移民のテロが頻発したことで、西洋的・普遍主義的な価値秩序を承認しない移民が、社会の潜在的な危険因子として存在するという認識が広まったこと。

46) 佐藤裕子「第3章 移民からドイツ人へドイツ帰化テスト導入をめぐる」浜本隆志・平井昌也編著『ドイツのマイノリティー人種・民族、社会的差別の実態』明石書店、2010年、111-146頁（以下、佐藤（2010）と略）、133頁。

47) この統一帰化テストでは、ナチ時代のドイツの罪や、西ドイツにおける「過去の克服」の取り組みの他に、冷戦、東西ドイツの歩み、EUなど第二次世界大戦以降のドイツ史についての理解、またドイツの地理、人口、首都といった基礎知識や、暮らしについての認識も問われている（cf. 佐藤（2010）、134-135頁）。

が、その後 2010 年代に入ってから、「中央位置」アイデンティティも静かな復活を遂げている。本節の締めくくりにこの動向を一瞥しておきたい。

2010 年代における「中央位置」論の再発生は、ドイツが統一後の低成長状態をようやく脱し、ヨーロッパの強国の地位を再確立したことを背景としている。ドイツ産業の競争力を高めるべくシュレーダー政権下で断行された社会構造改革は、続くメルケル政権下で実を結び、折からの金融危機がユーロ危機として激化した 2010 年、苦境に陥った周辺国を尻目にドイツ経済は好転した。ドイツの「一人勝ち」と評されるこの状況下で、ドイツの大国的地位が意識され、90 年代の動向をなぞるかのように、「中央位置」論が再び唱えられ始めた。とはいえ 2010 年代の「中央位置」論の重点は、(少なくとも直接的には) ヨーロッパ全体の安定・安全を確保することに置かれており、20 年前のその単なる復活ではない。ここでは代表的な論客として政治学者 H・ミュンクラーの主張⁴⁸⁾を、葛谷彩の整理⁴⁹⁾を参考に確認しておきたい。

ミュンクラーの「中央位置」論は、ドイツの否定的境遇を言い立てたり東西の隣人たちからのドイツの自立を求めたりするものではなく、ヨーロッパの統合・安全・安定を、追求すべき正義と捉えた上で、その主導役としての自覚をドイツ人に求めるものとなっている。ヨーロッパ統合の深化が挫折しようとしているという状況認識と、(オバマ政権期以降のアメリカのヨーロッパ離れを主因として) ヨーロッパの秩序保全はヨーロッパ自身が引き受けなければならないという状況認識との上に、大国ドイツが EU の分裂を防止する求心力として、そしてロシアによるクリミア併合 (2014 年) に代表される国際情勢の不安定化を解決する指導国として振る舞うことを求めるのである⁵⁰⁾。

ミュンクラーのこうした主張には、一部 90 年代の「中央位置」論の焼き直しと見える箇所がある。ドイツがヨーロッパの中央に位置するという彼の主張の根拠となっている、東方拡大した EU においてドイツが地理的中央部を占めるという認識や、経済力の面でドイツがヨーロッパで最有力の地位にあるという認識などは、90 年代の「中央位置」論から引き継がれたものだと言える (もっとも、90 年代当時よりもその妥当性は高まっているが)。またヨーロッパ規模での安定的な秩序維持・形成というドイツの使命を提示するところは、特にグルナーの「中央位置」論と近似している。

しかしミュンクラーがヨーロッパの政治的指導に関するドイツの責任、能力や資格の所在を確信する理由を見ると、彼の「中央位置」論が新しい特徴を得ていることが分かる。彼にとりドイツがヨーロッパの政治的指導を引き受けなければならない理由は、ドイツが EU 内の最大の受益者だからである⁵¹⁾。ドイツは EU 圏を自国産業の下請け兼消費者とすることで得てきた利益を、安定的秩序の放射というかたちで周辺国に還元しなければならない。これは 2010 年代固有のアップデートされた認識である。またドイツはヨーロッパ指導を引き受けると彼が考える理由は、

48) Herfried Münkler, *Macht in der Mitte: Die neuen Aufgaben Deutschlands in Europa*, Hamburg: edition Körber-Stiftung, 2015 (以下、Münkler (2015) と略)。なおミュンクラーのこの著作に影響された独文学者の D・ボルヒマイヤーも、類似の汎ヨーロッパ主義的な「中央位置」論を展開している。Dieter Borchmeyer, *Was ist deutsch? Die Suche einer Nation nach sich selbst*, Berlin: Rowohlt, 2017。

49) 葛谷彩「『回帰』する歴史?—統一ドイツ外交政策論争における『覇権国』の位相」、板橋拓己・妹尾哲志編著『歴史のなかのドイツ外交』吉田書店、2019 年、273-329 頁 (以下、葛谷 (2019) と略)。

50) Münkler (2015), S. 7-55; 葛谷 (2019)、301-304 頁。

51) Münkler (2015), S. 137-146。

ドイツがナチ犯罪という決して逃れることのできない過去の責任を負った「傷つきやすい覇権国」だからである。過去の重荷のゆえにドイツは、自己の針路の取り方に関して慎重にならざるをえないし、そうであるからこそそのようなドイツに対する外国(民)の信頼も生じうる、と考えるのである⁵²⁾。

「中央位置」アイデンティティはミュンクラーにおいて、現代化した「過去の克服」アイデンティティを取り込んで、完全に戦後固有の輪郭を獲得した。否定的過去を隠すのではなく、それを克服してきた現在のドイツ人としての自信が、彼の汎ヨーロッパ主義的なドイツの「中央位置」論の心情的支えとなっているのである。

5 おわりに

以上本稿では、戦後ドイツにおける国民的アイデンティティの形成の様子を「中央位置」「過去の克服」「憲法愛国主義」の三要素に即して概観した。三者は発生のもとも文脈も、その認知や広がりも異なりながら、統一後ドイツでは個別の論者あるいは文脈の中で部分的に重ね合わせられるに至っている。本稿の締めくくりにはそうした顛末を今一度振り返っておきたい。

第2節では40年代後半～70年代の動向を略述した。「中央位置」アイデンティティは分断ドイツの統一・中立要求として、戦後の変化した状況にいち早く適応したが、優勢を占めることはなく、それどころか復興の負担から国民的アイデンティティを問題にすること自体が回避された。積極的な自己認知がなされる場合も、自国の圧政や戦争による「犠牲者」としてのそれにしか到達しなかった。60年代からは「過去の克服」も拡大するものの、その大衆的な担い手となった学生世代は、高度経済成長に裏打ちされた楽観的未来観(進歩信仰)の中で自己像をイメージしており、否定的過去のインパクトは概して世代間闘争に利用されるにとどまった。他方で、「克服」されるべき否定的過去のインパクトが、かえってドイツ国民や国家やその歴史への忌避感をももたらし、脱国民化された若者世代を生むことにもなった。70年代には東ドイツの外国化と西ドイツの国民国家化が進み、西ドイツ固有のアイデンティティ形成が目指されたが、その困難さが続く80年代の動向を規定することになる。

第3節では80年代の動向に着目した。この時期の保守的な政権や歴史学においては、脱国民化された若者世代の出現が問題視され、西ドイツ固有の肯定的アイデンティティを形成するために、(国民の精神的紐帯とするには否定的にすぎるものと思われた)「過去の克服」を回避しつつ、旧ドイツの復権が画策された。しかしこれが厳しい批判を招き、最終的に「過去の克服」が優勢な国民的アイデンティティの地位を獲得する。同じ文脈で「中央位置」アイデンティティも再出現したが、ヴァイツェッカーのように「過去の克服」の陣営に属しながら、旧ドイツ・アイデンティティの衣鉢を継ぐ「中央位置」論者もいた。この段階では「中央位置」アイデンティティはなお旧ドイツ・アイデンティティとの繋がりを保っていた。またこの時期にはドイツ国民の概念を抜本的に再定義する「憲法愛国主義」のアイデンティティも出現するが、「過去の克服」とは、旧ドイツの再評価を図る

52) Münkler (2015), S.174-178.

陣営への対抗という点において重なるにとどまっていた。

第4節では90年代以降の動向を確認した。80年代に出揃った「中央位置」「過去の克服」「憲法愛国主義」が、この時期にはそれぞれ新しい展開を示した。「過去の克服」は体制化され、統一ドイツ国民が肯定的に自己を係留しうるアイデンティティと成熟した。90年代の紛争への手探り的な「人道介入」を経て、結果的に「過去の克服」への自信は深まり、またドイツ人の加害者性を相対化するような負担軽減作用も生じた。同時期に憲法愛国主義も、移民統合の文脈で半ば公認の地位を獲得し、2000年代以降は「過去の克服」と合わせて新しいドイツ人理解の基礎をなすものと認められていった。「中央位置」アイデンティティは、以上の二つと比べるとなお知的エリートの主張・要求にとどまっている観もあるが、2010年代のミュンクラーのそれは、ヨーロッパ統合の深化を踏まえ、かつ「過去の克服」の成果を国民的自負として取り込んだ大国責任論として、それ以前になかった形態を獲得している。

このような流れに即して見直してみると、「中央位置」「過去の克服」「憲法愛国主義」は、その長い形成過程を経て、ドイツ統一後20年ののちに、積極的な仕方で補完や融合の関係に入ったと言える。いずれも現代ドイツの政治・社会に深く関わり、「中央位置」は理念（ないしは現状の追認）として、「過去の克服」と「憲法愛国主義」は実践の根拠・支柱として、大小の地歩を占めるに至っている。

以上、駆け足でのまったく無謀な点描となったが、本稿で取り扱った三要素の来歴を丁寧に観察し直し、より精緻で総覧的な全体像を描くことは今後の課題である。高橋先生の学恩にきちんと報いることのできる日を期して、ここで筆を擱かせていただきたい。

(神戸大学国際文化学研究推進インスティテュート (Promis) 協力研究員)